



<p>③代筆依頼</p> <p>例： a. 論文・レポート等の作成を代行する企業・個人等の他者に作成を請け負わせ、納品物を自己が作成したものと提出した</p>	<p>○停学3カ月以上6カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）</p>
<p>④その他不正行為</p> <p>例： a. データの捏造（ねつぞう）、改竄（かいざん）。</p>	<p>○停学3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）</p>

※上記③に関し、依頼を受けて代筆行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。

(3) 授業・試験等の出席に関わる不正行為

不正行為様態	処分内容
<p>①代返行為・虚偽申告</p> <p>例： a. 他人に依頼し自己の出席報告を行わせた b. 他人から依頼を受け他人の出席報告を行った c. 出席報告書（出席カード等）の偽造により提出した d. 欠席理由に係る証明書類（診断書等）を偽造または虚偽の内容により提出した</p> <p>※出席報告には、口頭によるもの、出席カード等紙面によるもの、学生証の情報を読み取るもの、各種システムを介して行うもの、いずれも含む。</p>	<p>○嚴重注意、譴責または1カ月未満の停学</p>

(4) 不正行為を複数回行った場合

過去、不正行為により処分を受けたことがある者が、在学中に再び前記（1）～（3）のいずれかの不正行為を行った場合には、処分を加重し、基準より重い処分を行うことがある。

2 懲戒処分の発効日

原則として当該学期の定期試験期間最終日の翌日とする。

3 本基準の適用日

2018年4月1日から

以上